

(2) 法定雇用率2.2%が適用される都道府県等の教育委員会

区分	(1) 障害者の数	(2) 身体障害者の数						(3) 知的障害者の数						(4) 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	
						全体	f. うち新規雇用分					全体	f. うち新規雇用分			全体	f. うち新規雇用分
教育委員会	人 13,930.5 (13,581.0)	人 3,346 (3,319)	人 143 (141)	人 6,039 (5,968)	人 299 (253)	人 13,023.5 (12,873.5)	人 830.5 (952.0)	人 45 (39)	人 6 (9)	人 267 (200)	人 99 (116)	人 412.5 (345.0)	人 147.0 (186.0)	人 464 (327)	人 61 (71)	人 494.5 (362.5)	人 162.0 (118.0)

(3) 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

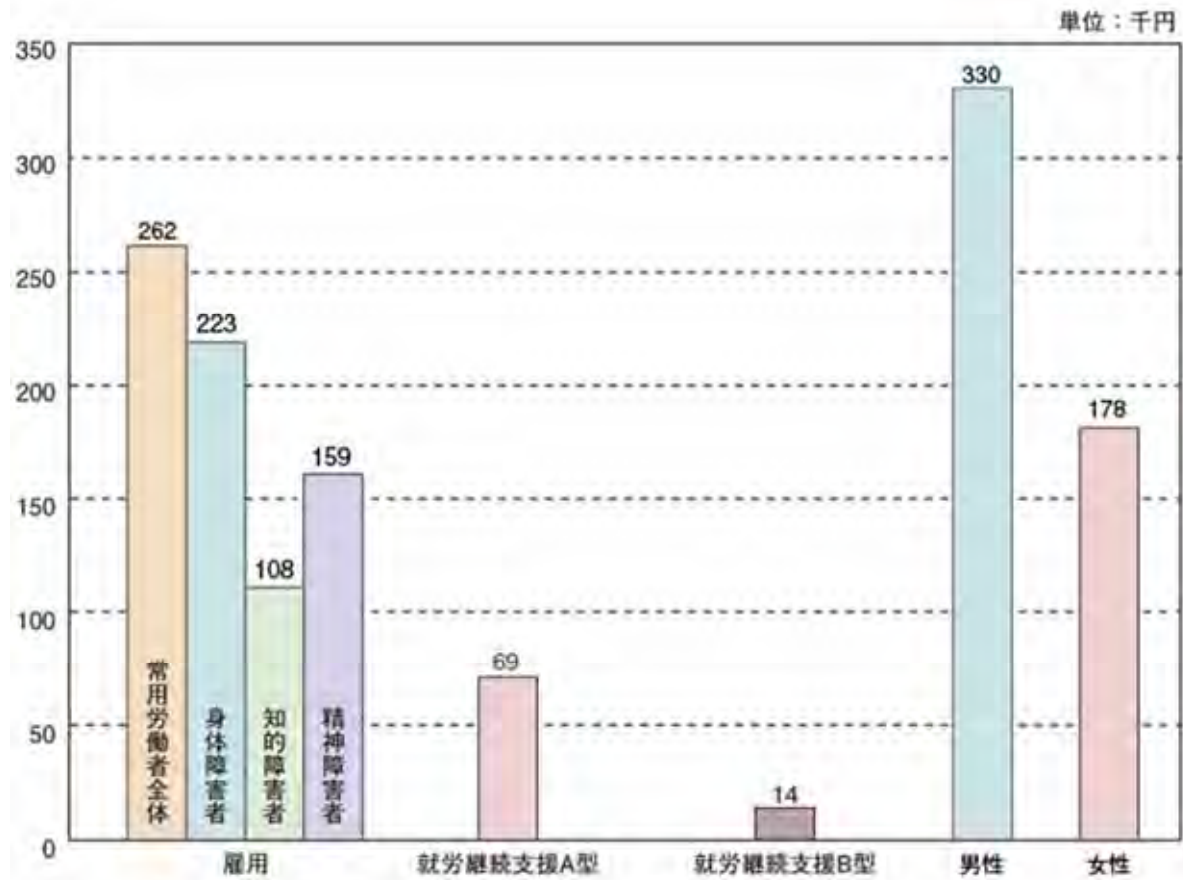
区分	(1) 障害者の数	(2) 身体障害者の数						(3) 知的障害者の数						(4) 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	
						全体	f. うち新規雇用分					全体	f. うち新規雇用分			全体	f. うち新規雇用分
独立行政法人等	人 9,178.0 (8,290.5)	人 2,030 (1,862)	人 120 (104)	人 2,942 (2,765)	人 143 (128)	人 7,193.5 (6,657.0)	人 813.5 (949.5)	人 286 (254)	人 4 (7)	人 509 (401)	人 11 (9)	人 1,090.5 (920.5)	人 224.0 (200.5)	人 860 (683)	人 68 (60)	人 894.0 (713.0)	人 249.5 (198.0)

注

- (1) 欄の「障害者の数」とは(2)(3)(4)のe欄の計である。
- (2)(3)a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- (2)(3)(4)d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- (2)(3)のa欄及び(4)のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、(2)(3)のb、d欄及び(4)のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- (2)(3)(4)f欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ( )内は平成24年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

資料：厚生労働省「平成26年障害者雇用状況報告」

### 36.賃金・工賃の平均月額（厚労省）



資料：「常用労働者全体」：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（平成26年12月）

「雇用」：厚生労働省「障害者雇用実態調査」（平成25年）

「就労継続支援A・B型事業所」：厚生労働省「工賃（賃金）月額実績報告」（平成25年度）

### 37. バリアフリー化整備目標（国交省）

		現状※ <sup>1</sup> (2013年度末)	2020年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅	83.3%	○ 3000人以上を原則100% この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
	ホームドア・可動式ホーム柵	55路線 615駅※ <sup>2</sup>	約800駅※ <sup>3</sup>
	鉄軌道車両	59.5%	約70%
バス	バスターミナル	82.0%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	乗合 バス 車両	ノンステップバス	約70% (対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外)
		リフト付きバス等	約25% (リフト付バス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
船舶	旅客船ターミナル	87.5%	○ 3000人以上を原則100% ○ 離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船	28.6%	○ 約50% ○ 5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○ その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空	航空旅客ターミナル	84.8%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	航空機	92.8%	100%※ <sup>3</sup>
タクシー	福祉タクシー車両	13,978台	約28,000台
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	83%	原則100%
都市公園	移動等円滑化園路	48.7%	約60%
	駐車場	44.4%	約60%
	便所	33.8%	約45%
路外駐車場	特定路外駐車場	53.5%	約70%
建築物	床面積2000㎡以上の特別特定建築物の床面積の総ストック	53.5%	約60%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	98%	原則100%

※<sup>1</sup> 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

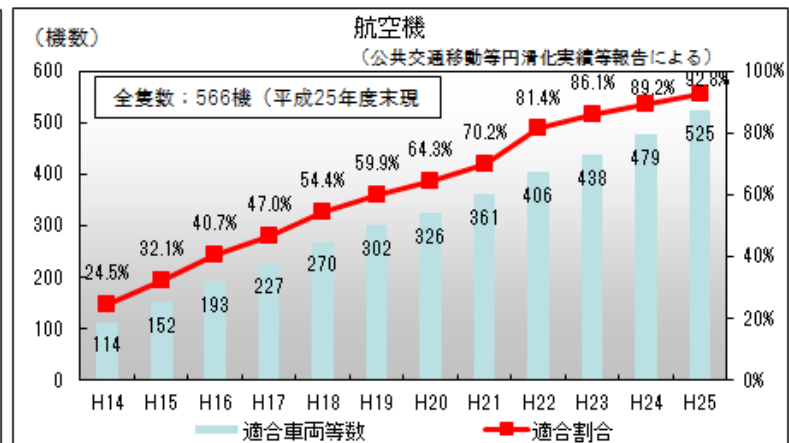
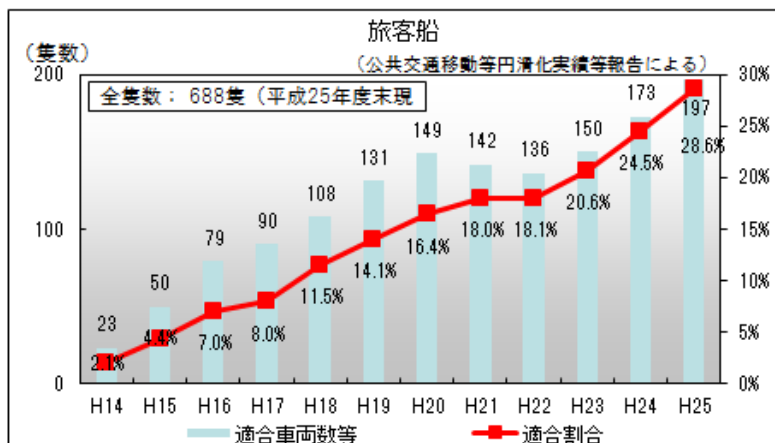
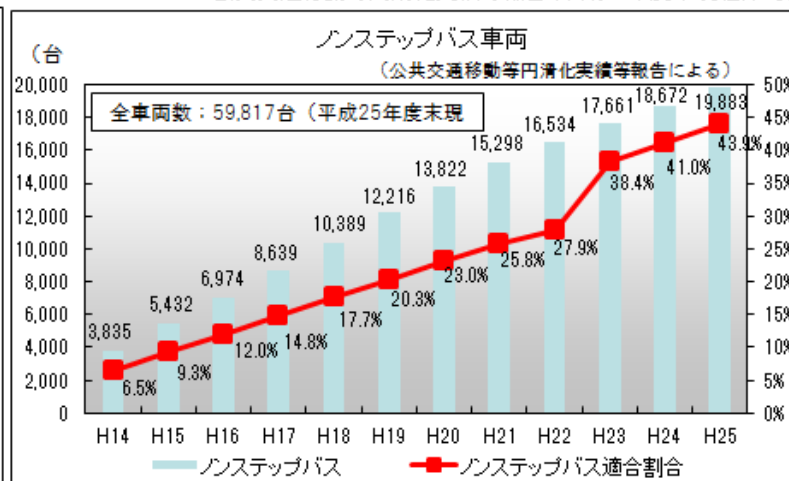
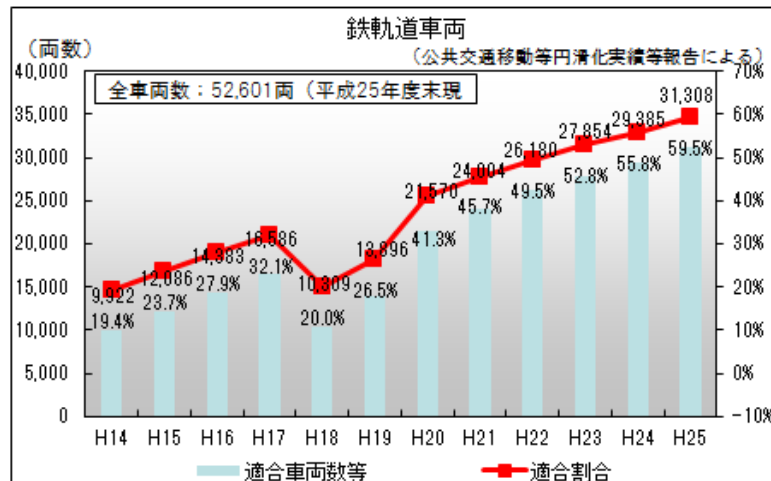
※<sup>2</sup> 2014年度末の進捗状況

※<sup>3</sup> 交通政策基本計画により目標設定。その他の目標は移動等円滑化の促進に関する基本方針により設定。



### 39. 車両等のバリアフリー化の推移（国交省）

公共交通移動等円滑化実績等報告（平成25年度末現在）による



#### 40. バリアフリー教室の参加人数の推移（国交省）

（国土交通省調査）

